

あけぼのグラウンド利用申込等に関する 注意事項

1. あけぼのグラウンド利用にかかる管理運営内規
2. あけぼのグラウンド 利用許可申請書
3. 申込の注意事項
4. 施設使用の注意事項
5. 使用料金の注意事項

愛南町あけぼのグラウンド管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛南町あけぼのグラウンド(以下「あけぼのグラウンド」という。)の円滑な管理運営について、愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成22年愛南町条例第7号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 あけぼのグラウンドの管理は、愛南町教育委員会生涯学習課(以下「生涯学習課」という。)が行う。

(利用の申請)

第3条 あけぼのグラウンドの利用の申請は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 利用の申請の受付期間は、利用をしようとする日の前年度の12月1日から翌年1月31日までとする。

(2) 利用をしようとする者は、あけぼのグラウンド利用許可申請書(別記様式)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、前号に規定する受付期間内に生涯学習課に提出しなければならない。

(3) 第1号に規定する受付期間以外の申請は、申請順に随時受け付けるものとし、申請書は、利用をしようとする2週間前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用の調整及び決定)

第4条 生涯学習課は、前条第1号に規定する受付期間内に受領した申請書の内容を審査し、利用調整会議(以下「調整会議」という。)を開催し、全体のスケジュールを調整し、利用を決定するものとする。この場合において、利用調整に係る優先順位は、別表に定めるとおりとする。

2 前条第3号に規定する申請書にかかる利用調整は、必要に応じて調整会議を開催し、決定するものとする。

(利用の許可)

第5条 生涯学習課は、調整会議により決定した利用日時等を、申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、その利用に対して条件を付すことができる。

(使用上の注意)

第6条 あけぼのグラウンドの使用許可を得て使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 使用者は、申請の目的以外に利用してはならない。

(2) 使用者は、施設の使用に当たっては、危険防止に努めるとともに、使用中に施設、設備等に破損が生じたときは、速やかに復元しなければならない。

(3) 生涯学習課は、使用中に発生した事故等についての責めを負わない。

(4) 生涯学習課は、天候などの状況により、使用者に対し、使用中止の指示を行

うことができる。この場合において、使用者はこの指示に従わなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

附 則

この内規は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

優先順位は次のとおりとする。

1	愛南町又は愛南町教育委員会の主催する大会行事等
2	愛南町スポーツ協会の主催する大会行事等
3	町外者のスポーツ合宿等による利用
4	国、県及び各種競技団体等の主催する大会行事等
5	町内の各学校、幼稚園、保育所、スポーツ少年団、その他これに準ずる各種団体等の大会行事等
6	上記に掲げるもの以外の利用

別記様式（第3条関係）

愛南町あけぼのグラウンド 利用許可申請書

年 月 日

愛南町教育委員会 教育長 様

申請者 住所
氏名

電話番号

愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり利用の許可を受けたいので、申請します。

利用施設・設備名			
利用年月日・時間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
利用目的			
使用料	算定基礎 (利用時間、人数等)	基本使用料	円
		加算金額	円
		減免額	(△ 円)
		使用料合計	円
備考 ※減免理由等			
処理欄	許可番号		使用料領収印
	許可日	年 月 日	

—申込み注意事項—

- 1 電話でのお問い合わせは、平日 AM8:30 から PM5:00 までです。
 - 2 申請日・住所・団体名・氏名・電話番号等連絡先を必ず記入してください。
 - 3 申請者の氏名は、使用責任者名を記入してください。
 - 4 利用施設・設備名の欄には、グラウンドの全面・半面かを記入し、管理棟を利用する場合は、1階・2階・放送機器・スコアボード・机・イス・テントの区分から選び記入してください。
また、照明を使用する・使用しない、のいずれかを記入してください。
 - 5 利用目的欄には、種目・大会名等を記入し、内容を、公式大会・大会・練習試合・練習・その他の5つの区分から選び記入してください。ただし、その他の場合は、内容も記入してください。また、利用者数を記入し、種別欄には、施設利用年代を小学生以下・中学生・高校生・一般の4つの区分から選び記入してください。
 - 6 「使用料」欄から下は、記入しないでください。(教育委員会が記入します。)
 - 7 各利用日別に申込書を提出してください。(仮予約での申込みは受付できません。)
 - 8 お問い合わせは、教育委員会生涯学習課スポーツ振興係までご連絡ください。(電話 0895-73-1112)
- (記入例)

別記様式 (第3条関係)

愛南町あけぼのグラウンド 利用許可申請書

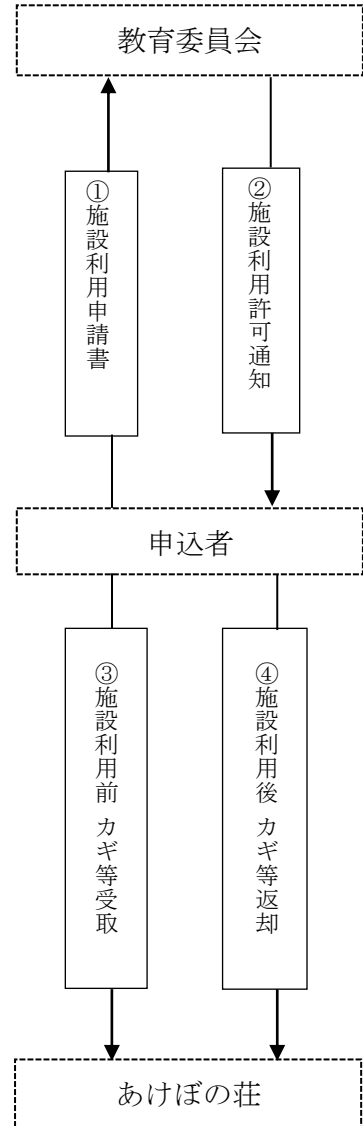
令和〇年〇月〇日

愛南町教育委員会 教育長 様

申請者 住所 〒798-4110
愛媛県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇県サッカー協会〇〇支部
愛南 太郎 (利用責任者を記入)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり利用の許可を受けたいので、申請します。

利用施設・設備名	グラウンド：全面 管理棟：1階・2階 照明：利用しない		
利用年月日・時間	令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分から〇時〇分まで		
利用目的	サッカー (公式大会) 200名 (高校生) 大会名：〇〇杯地区予選		
使用料	算定基礎 (利用時間、人数等)	基本使用料	円
		加算金額	円
		減免額	(△) 円
		使用料合計	円
備考 ※減免理由等			
処理欄	許可番号	使用料領収印	
	許可日	年 月 日	



—施設使用の注意事項—

1. 使用する際は、必ず使用申請書を提出してください。
2. 「あけぼのグラウンド」の使用時間は、午前7時から午後10時となっております。
3. 「あけぼのグラウンド」には管理者が常駐していませんので、使用する団体は、カギ・使用日誌を「あけぼの荘」受付に受取りに行き、使用後はカギ等を「あけぼの荘」受付へ返却願います。なお、午後9時以降に返却の場合は、指定のポストへ返却願います。使用する団体の責任においてカギ等を管理してください。
4. 使用時間には準備、後始末等に要するすべての時間を含みます。
5. 使用中は使用責任者を明確にし、運営・整備等行ってください。
6. 使用後は使用者において、使用前の状態に戻してください。
7. 施設内は全面禁煙・禁酒ですので厳守してください。
8. 雨天などにより施設の使用の中止の場合は、お手数ですがご連絡ください。また、施設の使用を取り消す必要が生じた場合は、教育委員会から連絡する場合があります。
9. 所持品などは各自の責任において保管し、盗難等に注意してください。その際は、一切責任を持ちません。
10. 使用者は、施設整備及び器具を大切に取扱い、破損・紛失等のないよう、十分注意してください。なお、破損・紛失等が発生した場合は直ちに、教育委員会へご連絡ください。
11. ゴミ等は各自で持ち帰ってください。
12. 路上駐車はご遠慮ください。

—使用料金の注意事項—

1. 使用料金は、町内者・町外者と区分していますので、正確に申込みしてください。
2. 町内町外の利用区分で、町内者とは町内に属する団体のことです。
3. 同一使用目的で町内者と町外者が同時使用の場合は、町外者として扱います。
4. 使用料金は、下表のとおりとします。
5. 使用申込みの内容・時間等を変更する場合は、使用日5日前までに連絡をお願いします。
(天候不順は前日まで) 申し出のない場合は、申込みどおりに料金を徴収いたします。
6. その他わからないことについては、教育委員会の指示に従ってください。

※使用料

区 分		基本料金	追加料金	備 考
グラウンド		2,000 円	2,000 円	1 基本料金は、利用時間4時間までとする。4時間を超える場合は追加料金を加算する。 2 町内者は、使用料を徴収しない。
夜間照明	半灯	700 円	700 円	1 基本料金は、利用時間2時間までとする。 2 追加料金は、超過時間1時間ごとに加算する(1時間に満たない場合も1時間とみなす。)
	全灯	1,000 円	1,000 円	
管理棟1階	町内者	2,000 円	2,000 円	基本料金は、利用時間4時間までとする。4時間を超える場合は追加料金を加算する。
	町外者	3,000 円	3,000 円	
管理棟2階	町内者	2,000 円	2,000 円	
	町外者	3,000 円	3,000 円	

【お問合せ先】

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町教育委員会 生涯学習課

TEL:0895-73-1112 FAX:0895-73-1113